

申 請

平成 30 年 3 月 6 日

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣 安倍 晋三 様

福島県知事 内堀 雅雄

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 2 項に基づく平成 29 年 9 月 11 日付け指示について、下記のとおり申請します。

記

- 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。  
福島県伊達市において産出されたわさび（畑において栽培されたものに限る。）のうち、  
県が定める管理計画に基づき管理されるわさびに限る。
- 解除を申請する理由  
別紙のとおりです。

(別紙)

## 1 出荷制限を解除する範囲

国から出荷を差し控えるよう指示（平成24年4月16日出荷制限指示）を受けている福島県伊達市で生産されるわさび（畑において栽培されたものに限る。以下「畑ワサビ」という。）のうち、県の定める管理計画に基づき管理される畑ワサビ

## 2 出荷用の畑ワサビを栽培するほ場の条件

出荷用の畑ワサビを栽培するほ場（以下「出荷用ほ場」という。）は、以下の条件を全て満たしたほ場とする。

なお、出荷用ほ場は、「畑ワサビ出荷用ほ場確認シート（別添1参照。以下「確認シート」という。）」を用いて条件を全て満たしているかを確認する。

また、ほ場を確認した結果、出荷用ほ場とされたほ場は、「畑ワサビ出荷用ほ場リスト（別添2参照。以下「ほ場リスト」という。）」により、リスト化する。

- (1) 他の畑、水田又は農道が隣接しており、耕作地が連続している。
- (2) 畑ワサビが栽培されている範囲が、明確に区別できる。
- (3) 生産者が、播種又は植栽した種苗をもとに畑ワサビを生産し、栽培指針等に基づき適切な栽培管理（有機物資材の投入又はカリ肥料の施肥含む。）を行い、栽培管理状況を記録していること。
- (4) 周辺の樹木の葉から落下する水滴が、畑ワサビに直接付着するおそれがないこと。
- (5) 果樹園地内では、樹体洗浄等除染作業が完了していること。

## 3 解除申請までの検査

県は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成29年3月24日付け原子力災害対策本部公表）の別添1（野菜類・果実類等）の2の(3)に基づき、伊達市の畑ワサビの全ほ場268か所のうち、確認シートで出荷用ほ場とされたほ場6か所（別添3参照）の検体で緊急時環境放射線モニタリング検査を実施した。

なお、畑ワサビは、地上部の「花ワサビ」及び「葉ワサビ」を収穫するが、根部（根ワサビ）は成長しにくく植え替え時に廃棄し、出荷しないため、緊急時環境放射線モニ

タリング検査は、「花ワサビ」及び「葉ワサビ」で実施した。

また、検査の結果、全ての検体が基準値を下回った（別添4参照）。

#### 4 福島県伊達市における管理計画

##### (1) 出荷対象とする畑ワサビ

ふくしま未来農業協同組合（以下「当該J A」という。）、伊達市及び県は、連携し、伊達市内の畑ワサビの生産者へ出荷用ほ場の条件を示し、確認シートを用いてほ場を確認し、出荷用ほ場で栽培された畑ワサビを出荷対象とする。

なお、地上部の「花ワサビ」及び「葉ワサビ」のみを収穫・出荷対象とする。根部（根ワサビ）は収穫・出荷の対象としない。

##### (2) ほ場リストの作成

当該J Aは、ほ場リストを作成し、伊達市及び県と情報を共有する。

##### (3) 出荷者の対策

ア 県は、これまでも出荷者に対して、出荷制限品目の取扱いを文書、チラシ、ホームページ等により周知してきたが、今後とも、市町村等と連携し、各種業務活動を通じて出荷制限品目の取扱いについて周知徹底を図る。

併せて、畑ワサビの根部は、収穫・出荷しないよう、植え替え時にも廃棄するよう、出荷者に対して周知徹底を図る。

イ 県は、生産者に対して生産履歴（栽培管理状況を記録しているものをいう。以下同じ。）及び出荷先の記録・保管を求める。

ウ 当該J Aは、生産者の生産履歴を出荷前に確認するほか、出荷容器に当該J A名及び生産者コードを掲載し、生産物の流通経路を追跡できるようにする。

##### (4) 解除後の検査

解除後において出荷が見込まれる場合、県は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に則して適切に緊急時環境放射線モニタリング検査を実施し、検査の結果を公表する。

##### (5) 出荷状況の把握

県は、出荷状況を当該J Aを通じて確認するとともに、定期的に、農産物直売所等を巡回し、出荷が適正に行われているかを確認する。

(6) 出荷先への情報提供

県は、農産物直売所等に対して、県内の畑ワサビで出荷制限が引き続き指示されている市町村名や出荷団体等の名称等の情報提供を行うとともに、出荷容器に記載される産地等を確認し、適正に出荷管理を行うよう指導する。

(7) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

緊急時環境放射線モニタリング検査において基準値を超える検査結果が判明した場合、県は、伊達市、当該 J A、農産物直売所等に対して、直ちに当該地域の畑ワサビの出荷を自粛するよう要請するなど必要な措置を講じる。

(8) 新たな生産ほ場（生産者）への対応

次の要件を全て満たした場合に、出荷できるものとする（新たな出荷団体等が集出荷を行う場合は、本文中「当該 J A」を「出荷団体等」に読み替えるものとする。）。

ア 当該 J A、伊達市及び県が、連携してほ場を確認し、出荷用ほ場の条件を全て満たしていることを確認シートにより確認していること。

イ ほ場リストに当該ほ場が記載されていること。

ウ 自主検査等において基準値を下回り、安全性が確認されていること。

(9) 新たな出荷先への対応

新たな出荷団体等が集出荷を行う場合、県は、その出荷団体等に対し、次の事項の徹底を求めるものとする。

ア 出荷容器の産地名を確認すること。

イ 販売先等の記録を保管すること。

(別添1)

## 畑ワサビ出荷用ほ場確認シート

### 1 ほ場確認事項

番号	項目	記入欄
1	確認日	平成 年 月 日
2	ほ場確認者所属・氏名	
3	生産者氏名	
4	生産者連絡先	
5	生産者住所	
6	ほ場住所	伊達市
7	ほ場面積	m <sup>2</sup>
8	ほ場所在地緯度経度	北緯37度 分 秒 東経140度 分 秒

### 2 畑ワサビ出荷用ほ場の条件

下記の条件1～5を全て満たすこと。指摘事項があった場合には、必ず改善すること。

番号	条件	判定 適合「◎」 適合しない「×」	備考
1	他の畑、水田又は農道が隣接しており、耕作地が連続している。		
2	畑ワサビが栽培されている範囲が、明確に区別できる。		
3	生産者が播種又は植栽した種苗をもとに畑ワサビを生産し、栽培指針等に基づき適切な栽培管理（有機物資材の投入又はカリ肥料の施肥含む。）を行い、栽培管理状況を記録していること。		
4	周辺の樹木の葉から落下する水滴が、畑ワサビに直接付着するおそれがないこと。		
5	※果樹と同一ほ場に栽培されているほ場のみ 果樹園地内では、樹体洗浄等除染作業が完了していること。		
参考	自主検査等の結果を以下に記載すること。 (検査結果： 年 月 日 ) (検査方法： Ge 、 Na I ) (検査場所： ) (結果： 検出限界値以下 ・ Bq/kg)		

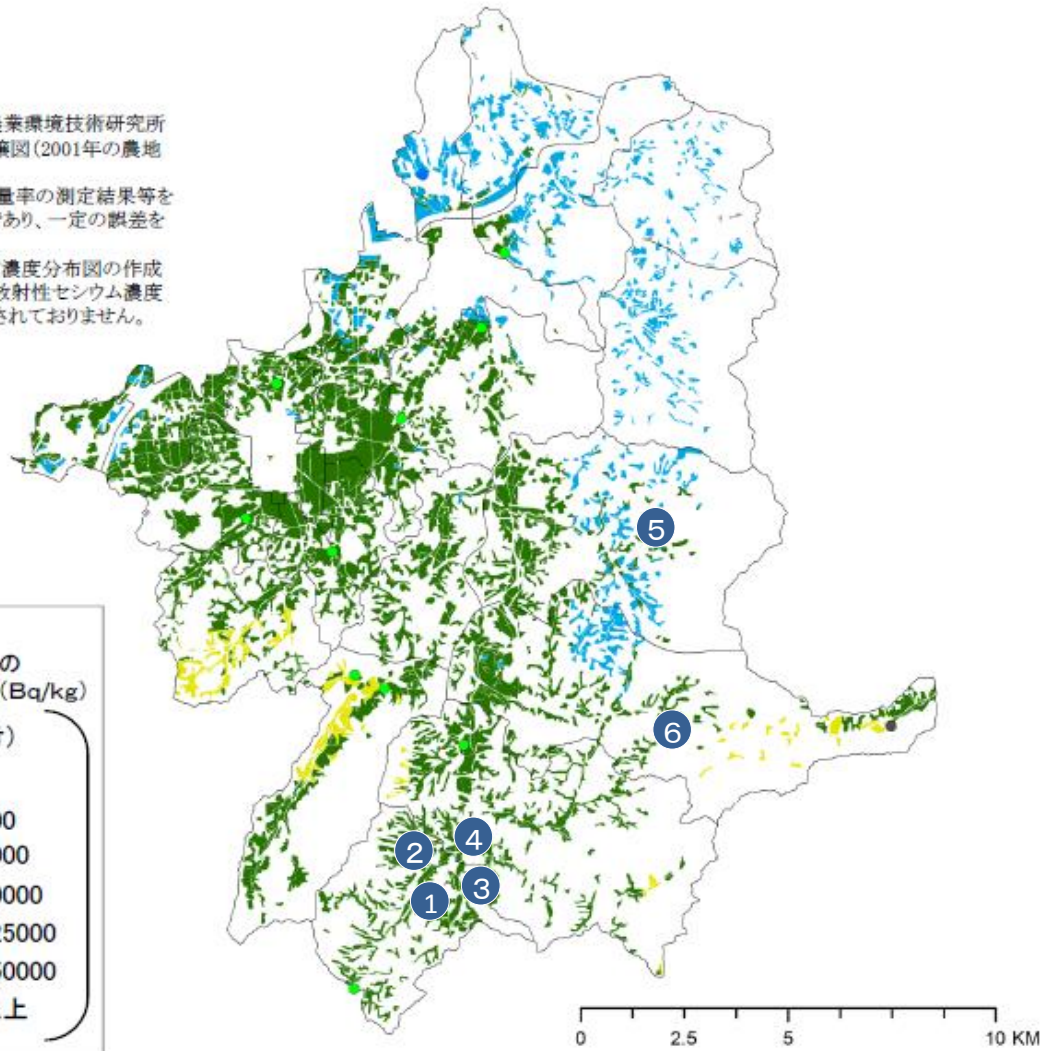




(別添3)

## 農地土壌の放射性物質濃度分布図(伊達市)

- (注1) 農地の分布は、独立行政法人農業環境技術研究所が2010年に作成・公開した農地土壌図(2001年の農地の分布状況を反映)から作成
- (注2) 推定値は、航空機による空間線量率の測定結果等を参考に試算した推計に基づくものであり、一定の誤差を含んでいます。
- (注3) 平成24年3月公表の放射性物質濃度分布図の作成以後に行われた農地の除染による放射性セシウム濃度の低下については、推定値に反映されておりません。





(別添4)

品目名	番号	H29		H24(基準値超過)の検査結果
		検査日	検査結果(Bq/kg)	
花ワサビ	1	H29.4.27	4.8	
	2	H29.4.27	ND(<6.3)	
	3	H29.4.27	ND(<9.4)	
	4-1	H29.4.27	ND(<8)	
	4-2	H29.4.27	ND(<9.8)	
	5	H29.4.27	ND(<7.7)	
	6	H29.4.27	ND(<9.1)	
葉ワサビ	1	H29.5.18	ND(<10)	
	2	H29.5.18	ND(<12)	
	3	H29.5.18	ND(<13.4)	
	4-1	H29.5.18	ND(<8.6)	
	4-2	H29.5.18	ND(<11.2)	
	5	H29.5.18	ND(<12.6)	
	6	H29.5.18	ND(<9.3)	